

令和7年度 保育園等利用申込みのご案内



おねがい

この冊子には保育園等の利用申込み手続きや必要書類、
利用が決定してからの注意点等を記載しています。
よくお読みになったうえで、お申込みください。
また入園後も大切に保管してください。

令和7年度 クラス編成表（4月1日現在の満年齢でクラス年齢が決まります）

クラス年齢	生年月日	
5歳児	H31.4.2～R2.4.1	2019.4.2～2020.4.1
4歳児	R2.4.2～R3.4.1	2020.4.2～2021.4.1
3歳児	R3.4.2～R4.4.1	2021.4.2～2022.4.1
2歳児	R4.4.2～R5.4.1	2022.4.2～2023.4.1
1歳児	R5.4.2～R6.4.1	2023.4.2～2024.4.1
0歳児	R6.4.2～	2024.4.2～

鎌ヶ谷市 健康福祉部 幼児保育課

〒273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

受付時間 8時30分～17時15分

電話（直通）047-445-1363

（代表）047-445-1141

（内線711・714）



鎌ヶ谷市・子育て子育て支援サイト



<https://kamakko.info/>

目次

1	教育・保育施設、事業の種類について・・・・・・・・1
2	教育・保育給付認定について・・・・・・・・2
3	利用手続きの流れ・・・・・・・・5
4	申込みに必要な書類について・・・・・・・・7
5	育児休業から復職予定の方・・・・・・・・9
6	転園・・・・・・・・9
7	広域入所・・・・・・・・10
8	保育料・・・・・・・・11
9	医療的ケア児について・・・・・・・・13
10	注意事項・・・・・・・・14
11	よくある質問・・・・・・・・15
12	利用調整における基準指数および調整指数・・21
13	保育園等一覧・・・・・・・・24
	地図・・・・・・・・25

1 教育・保育施設、事業の種類について

鎌ケ谷市では多様なニーズに対応するため、「保育園」や「駅チカあっとほーむ（小規模保育事業）」、「認定こども園」またリフレッシュや週2～3日のお仕事などの理由でも利用できる「一時預かり」や病気の回復期にあるお子様をお預かりする「病後児保育」など、様々な保育事業を実施しています。さらに、働きながらお子様を幼稚園に通わせたいという希望に対応して、「預かり保育」を実施している幼稚園もあります。お子様のお預け先を検討する際は、施設・事業を見学・ご相談の上、ご家庭のニーズにあった施設・事業をお探しください。

<保育園とは>

保育園は、就学前児童の保護者のいずれもが、仕事や病気などの事情で、児童を家庭で見られない場合に、保護者に代わってその児童を保育する児童福祉施設です。0歳から就学前の子どもを対象としてお預かりしております。日曜・祝日・年末年始は開園しておりません。

※分園については、0歳から2歳児の子どもを対象としております。

※保育園一覧は、24ページをご覧ください。

<駅チカあっとほーむ（小規模保育事業）とは>

駅チカあっとほーむ（小規模保育事業）は、19人以下の少人数単位で、0歳から2歳児の子どもを対象としてお預かりする地域型保育事業です。

※市内の小規模保育事業は、市民の方々に親しんでもらえるよう、愛称を「駅チカあっとほーむ」としてしております。

※駅チカあっとほーむ一覧は、24ページをご覧ください。

<認定こども園>

0歳から就学前の子どもを対象として、教育と保育を一体的に行う施設です。市内の認定こども園で幼稚園部分を利用する場合は、施設で直接申し込み手続きをしてください。保育園部分を利用する場合は、市幼児保育課で入所申込みが必要です

※認定こども園については、24ページをご覧ください。

※「学校法人一色学園鎌ケ谷みどり幼稚園」の入園希望月については、令和7年9月以降となります。

<幼稚園>

満3歳から就学前までの子どもを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う施設です。

幼稚園についてちょっと一言！

「お仕事しているから、幼稚園は無理」「送迎する時間がないから、遠くの幼稚園は希望できない」「保育料が高そう」・・・

そんなことはありません！！鎌ケ谷市内の幼稚園はそんな悩みを抱える保護者の味方です！

幼児保育課窓口には幼稚園のパンフレット等が設置されていますのでお気軽にご相談ください。

☆幼児教育無償化で入園料・保育料・条件により預かり保育料の負担がありません

私立幼稚園の入園料・保育料が無償です。また、預かり保育については、保育の必要性の認定を受けた方が無償となります。（上限額があります。）

☆鎌ケ谷市内のすべての幼稚園が預かり保育を実施

預かり保育とは通常の保育時間の前後にお預かりするものです。園によって預かり時間は違いますが、長いところだと、朝7時から夜7時半までお預かりします。

☆すべての幼稚園がバス通園を実施

家から遠いところにある幼稚園であっても、バス通園を実施しているため、幼稚園の選択肢が広がります。

☆満3歳保育を実施

3歳のお誕生日から通える園もあります。



2 教育・保育給付認定について

保育園等を利用する場合は、教育・保育給付認定の申請手続きが必要になります。

＜教育・保育給付認定の種類＞

教育・保育給付認定の種類は、お子様の年齢と「保育の必要性」に応じた3種類です。保育の利用を希望する場合は、年齢より2号認定又は3号認定を受ける必要があります。認定こども園や幼稚園で教育のみを希望する場合は1号認定を受けていただきます。※施設等利用給付とは異なります。

認定区分	年齢と保育の必要性	利用先	保育の必要量
1号認定	満3歳以上で <u>教育</u> を希望する場合	認定こども園、 新制度移行幼稚園	—
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、 <u>保育</u> を希望する場合	保育園、認定こども園	保育標準時間 保育短時間
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、 <u>保育</u> を希望する場合	保育園、認定こども園 小規模保育事業など	保育標準時間 保育短時間

＜保育を必要とする事由＞

保育を希望される場合は、次のいずれかに該当することが必要になります。

- 1 1か月に64時間以上労働することを常態としていること
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- 3 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がい有していること
- 4 親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時（月64時間以上）介護又は看護していること
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること
- 7 月64時間以上の就学している場合（※学校教育法に定める学校・職業訓練学校等が対象です。）
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 その他、上記に類する状態として市が認める場合

※6、7について、1か月に64時間以上 することを常態としています。

※7の月64時間以上について、学校・職業訓練学校等による時間割表等による授業時間で算出します。

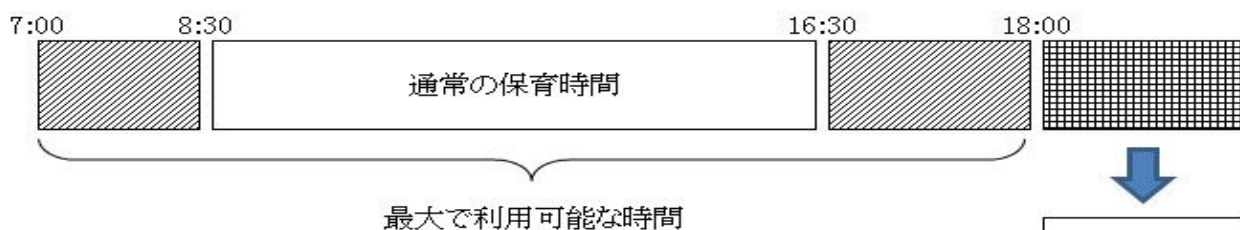
＜保育の必要量に応じた区分＞

教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかの認定を受けることになります。認定された必要量に応じて、保育園等の最大利用可能時間が異なります。※利用可能時間の認定をする場合は、休憩時間や通勤時間等を含めます。

保育標準時間、短時間を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間での利用となります。

区分	就労時間	利用可能時間
保育標準時間	1か月あたり120時間 程度の就労 (週5日1日6時間目安)	最大11時間/日(延長保育を除く) ◆主に、フルタイム勤務を想定した利用
保育短時間	1か月あたり <u>64時間以上</u> 120時間未満の就労	最大8時間/日(延長保育を除く) ◆主に、パートタイム勤務を想定した利用

【保育標準時間】



【保育短時間】 ※8:00～16:00 を保育短時間とする施設もございますので、各施設にご確認ください。



<教育・保育給付認定の有効期間>

教育・保育給付認定の有効期間は、保育園等を利用できる期間です。期間を延長したい理由が発生した場合などは、手続きが必要になりますので、期間満了前に市に相談してください。

保育を必要とする事由	保育必要量	認定の有効期間 ※保育園等の利用可能期間
<u>1 か月 6 4 時間以上</u> の仕事を している	月120時間未満の就労 保育短時間	小学校就学前までの保育を必要とする期間 (就労証明書において、届出している就労が 続いている間)
	月120時間以上の就労 保育標準時間	
妊娠中又は出産後間がないこと	保育標準時間	出産予定日から6週前の日の属する月初めから 出産日から8週を経過する日の翌日の月末まで
保護者の病気、障がい	原則、保育短時間 (状況により保育標準時間も可)	完治等により事由が解消するまで
親族を常時介護、看護していること	保育短時間 保育標準時間	常時介護、看護を継続している間
災害復旧にあたっている場合	保育標準時間	災害復旧に従事している間
求職活動を継続的に行っていること	保育短時間	入園後90日目となる月の末日まで (求職活動で入園した場合や在園中に退職した 場合、90日以内に就労先が見つからない 場合は退園です。)
就学している場合	保育短時間 保育標準時間	保護者の卒業予定日又は修了日が属する月の 末日まで
育児休業を取得する場合であって、 育児休業に係る子ども以外の子どもが 保育施設等を利用しており、育児休業の 間に引き続き利用することが必要であると 認められる場合	保育短時間	市が定める期間は、育児休業対象児童が満1 歳となる月の末日まで ただし、育児休業対象児童が入園できないと きは、就労証明書に記載された育児休業期間 終了日の月末まで(4、5歳児については、 育児休業期間終了日の当該年度末まで)

<支給認定証>

認定されていることを鎌ケ谷市が証明する書類です。保護者から交付の申請があった場合に、交付いたします。交付された場合は、必ず大切に保管をし、教育・保育給付認定の内容が変わる場合や保育の必要性がなくなった場合は、鎌ケ谷市へ返還してください。

教育・保育給付認定 保護者	鎌ケ谷 太郎		
氏 名	鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1		
居 住 地	平成 4 年 1 月 1 日		
生 年 月 日			
教育・保育給付認定 子ども	鎌ケ谷 花子		
氏 名	令和 6 年 1 2 月 1 5 日		
生 年 月 日			
支給認定証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		
認定区分	3 号	保育必要量	保育標準時間
保育を必要とする事由	就労		
有効期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 12 月 13 日		

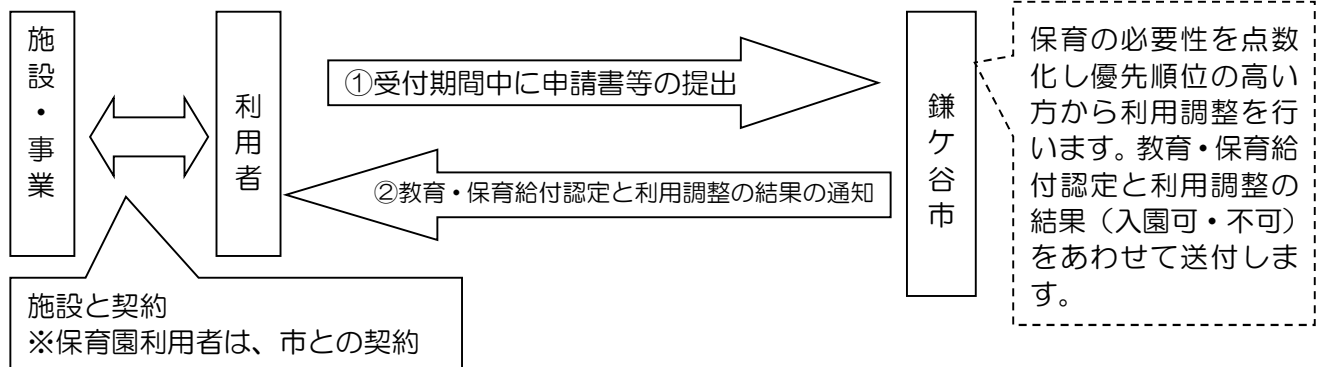
3号認定の場合、制度上、有効期間が「満3歳の誕生日の前々日まで」となります。誕生月の翌月初旬に、職権による2号認定への変更を行います。（変更決定通知書を自動的に郵送します）

保護者が2人いる場合は、それぞれの有効期間のうち短い方を適用します。

【例】父就労、母妊娠・出産
→母の保育を必要とする事由のほうが有効期間が短いので、保育を必要とする事由、有効期間は「妊娠・出産」によるものとなる。

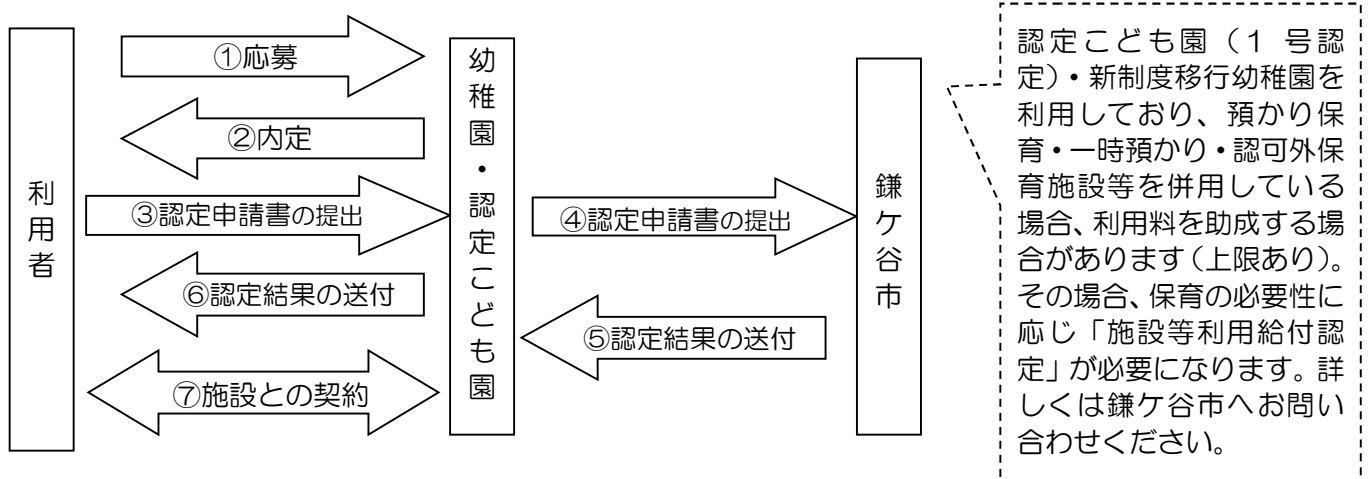
<教育・保育給付認定と保育の利用の手続きの流れ>

【保育園、認定こども園（2号・3号認定の保育利用）、小規模保育事業利用の場合】



【認定こども園（1号認定）・新制度移行幼稚園利用の場合】

1号認定で認定こども園、新制度移行幼稚園を希望する場合の手続きは、原則として下図のとおりです。認定こども園、幼稚園で利用内定を受けた後に、施設をととして市に教育・保育給付認定の申請を行ってください。教育・保育給付認定の結果の通知書は、市から施設経由で送付されます。



3 利用手続きの流れ

令和7年4月入園を申し込まれる方

保育園等の4月入園は希望者が多いため、事務の流れや日程が例月と異なる部分がありますので、ご確認ください。

ご案内・申請書等 配布 令和6年10月29日（火）
教育・保育給付認定・利用申込み 受付開始 令和6年11月11日（月）

教育・保育給付認定・利用申込み 締切 令和6年12月20日（金）

締切日までに全ての書類の提出がないと、教育・保育給付認定の対象外となるため、利用調整（入園選考）できませんのでお気をつけください。

また、すでに申し込んでいる内容（希望園の追加等）を変更する場合も、12月20日（金）が締切となります。

※12月6日（金）17：15～20：00に夜間受付を行います。

※12月14日（土）9：00～12：00に休日受付を行います。

審査・調査

提出された書類を点検し、不明な点については電話で問い合わせる等の調査を行います。

1次利用調整

保育の必要性の度合いを点数化して、利用調整会議において、書類審査等を行い、点数の高い方から選考します。

※p.21「利用調整における基準指数および調整指数」参照

教育・保育給付認定・利用内定の通知

教育・保育給付認定の結果は、認定事務に時間を要することから、保育園等の利用の内定通知と一緒に通知します。

1次利用調整の結果を全員に文書で通知します。（2月下旬頃）

※結果については電話や窓口でのお問い合わせにはお答えしませんので、ご了承ください。

内定されなかった場合

1次利用調整で内定されなかった方については、全員2次利用調整の対象となりますので、再度の申込みは不要です。

2次利用調整 締切 令和7年3月5日（水）

1次利用調整で内定されなかった方または1次利用調整の受付期間に転入が決定していなかった方（急な転勤等）が対象になります。1次利用調整の締切後の申請であることから、勤務先から発行された辞令交付書等による書面での確認を行います。詳しくは幼児保育課までお問合せください。

また、1次利用調整で内定されなかった方で、就労や家庭の状況、希望園等に変更があったときには、3月5日（水）までに書類（就労証明書等）を提出してください。

2次利用調整

3月中旬に2次利用調整を行います。

内定されなかった場合

5月以降も引き続き審査の対象となりますので再度の申込みは不要です。（令和8年3月まで有効）

内定された場合

内定された方は、各保育園等で説明会と面接を行います。ただし、2次利用調整で内定された方は、市役所から保護者の方へ電話連絡をしますので、その後各保育園等で個別に面接を行っていただきます。

申込みから入園まで

重要【見学のお願い】

保育園等を申込み時は、見学をして施設の説明を聞き、運営規程等（開園日、開園時間、職員体制など）の確認をしてください。（保育園入園内定した後、各園の運営規程にもとづき契約するため。）

入園希望のお子様を同伴（※）の上、「申込みの必要書類」を全てそろえてご持参ください。

※郵送・FAXでの受付はしていませんので、ご注意ください。

※受付期間には出生前でも、入園希望月の1日には受入年齢に達していれば申込みできます。

教育・保育給付認定、入園申込み 年間を通して受付をしています。

○受付場所 鎌ケ谷市幼児保育課（総合福祉保健センター2階）

○受付締切 入園希望月の前月5日（5月を除いて土・日・祝日の場合は直前の平日）

入園希望月		受付期間（※市内保育施設）
令和7年	4月	令和 6年11月11日（月）～12月20日（金）
〃	5月	令和 7年 3月 6日（木）～ 4月 4日（金）
〃	6月	令和 7年 4月 7日（月）～ 5月 2日（金）
〃	7月	令和 7年 5月 7日（水）～ 6月 5日（木）
〃	8月	令和 7年 6月 6日（金）～ 7月 4日（金）
〃	9月	令和 7年 7月 7日（月）～ 8月 5日（火）
〃	10月	令和 7年 8月 6日（水）～ 9月 5日（金）
〃	11月	令和 7年 9月 8日（月）～10月 3日（金）
〃	12月	令和 7年10月 6日（月）～11月 5日（水）
令和8年	1月	令和 7年11月 6日（木）～12月 5日（金）
〃	2月、3月	令和 7年11月10日（月）～12月12日（金）

教育・保育給付認定・調査

必要に応じ電話等で調査し、認定を行います。

利用調整会議（毎月12日頃）

入園に関する利用調整は市で行います。

入園内定

内定した方には、電話で連絡します。

面接・健康チェック・契約

内定した保育園で面接・健康チェック・重要事項に関する説明をおこないます。面接・健康チェック・説明を受けない場合は、内定取消となることがあります。
小規模保育事業、認定こども園では、重要事項を確認のうえ、契約をします。

教育・保育給付認定・入園の決定

通知書により保育の実施期間・保育料等をお知らせします。保育料口座振替の手続きをお願いします。

入園

入園は、毎月1日からで、月途中の入園はできません。入園当初お子さんの集団保育への適応などを目的として短い時間の保育「慣れ保育」があります。面接の際に保育園にご相談ください。

入園できなかった場合

○利用調整の結果、入園できない方へは申込みの最初の月のみ、文書で通知します。支給認定決定通知書は認定された場合、送付します。

○年度内は毎月利用調整し、入園内定した場合のみお知らせします。

申込書の有効期限は、申込日から令和8年3月入園分までです。令和8年4月以降も入園を希望する方は別途申込みが必要です。

○申込みの状況に変更があった時は、すぐに幼児保育課に届出をしてください。

例）・住所、連絡先が変わった
・勤務状況に変更があった
・希望保育園を変更したい など

○空き状況や、一時預かり、その他保育サービスについてご案内いたしますので、幼児保育課までお問い合わせください。

4 申込みに必要な書類について

書類は申込む児童1人につき1枚提出してください。

書類は必ずボールペンで作成してください。(消せるボールペン使用不可)

DL可は市のホームページ「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。

※兄弟姉妹で同時申し込みの場合、就労証明書などの証明書類は原本1部で、それ以外はコピーで構いません。

必要なもの ※書類は返却できません。証明書類は、希望入園月から6か月以内に証明されたもののみ有効です。		
全 員 必 要	☐ 【様式1】教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書 DL可 ☐ 【様式2】家族の状況調書 DL可 ☐ 【様式3】提出書類の確認票 DL可 ☐ 【様式4】児童の健康状況調書(※1) DL可 ☐ 【様式5】教育・保育給付認定、保育の利用申込みに関する確認票及び同意書 DL可 ☐ 保育を必要とする事由を確認するための書類(父・母) ①月に64時間以上労働することを常態としていること 就労証明書(※2 ※3) DL可 注) 育児休業を取得中の方は、育児休業に関する項目が記載されたもの ②妊娠・出産の方 母子健康手帳(表紙と分娩予定日記載部分のコピー) ③病気の方 主治医の意見書 DL可 ④障がいがある方 障害者手帳の写し ⑤親族の介護・看護をしている方 ・看護・介護スケジュール DL可 ・医師の診断書(介護・看護の必要性がわかるもの)、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれか ⑥自宅が災害にあった方 被災証明書 ⑦求職活動の方 求職活動誓約書(裏面スケジュール付) DL可 ⑧就学の方 在学証明書または入学許可書+時間割表 ☐ マイナンバー確認書類(※4) ・申請者のマイナンバーカードまたは申請者のマイナンバーの分かるものと来庁者の身分証明書 (保護者と別な方が来庁の場合は委任状 DL可 が必要です。)	※1 必要に応じて診断書の提出を求める場合があります。(アレルギーの検査結果など) ※2 児童の父、母、同居のパートナーについて必要になります。(単身赴任中も必要) 20歳以上65歳未満の親族等(同一敷地内別棟も含む)と同居している場合は、その親族等についても、「保育を必要とする事由を確認するための書類」が必要です。<u>提出がない場合、利用調整の際に減点対象となります。</u> ※3 自営業の方は下記のいずれかを添付してください。 ・直近の「確定申告書」 ・税務署に提出した「個人事業の開業・廃止等届出書」 ・事業所の賃貸借契約書 ・事業所名が記載された公共料金の領収書 ・就労者氏名と事業内容が掲載されたチラシやウェブページ ※4 【マイナンバーの分かるもの】 個人番号通知カード・住民票(個人番号記載あり) 【本人確認のため必要】 来庁者の「運転免許証」等
	☐ ひとり親世帯の方(※5) 戸籍謄本の写し(離婚成立日と親権者が記載されているもの) ☐ 離婚調停中で別居している方(※5) 裁判所からの呼び出し状 または 事件係属証明書 ☐ 保護者または児童が外国籍の方 在留カード(外国人登録証明書)の写し(表・裏のコピーが必要)(※6) ☐ 生活保護を受けている方 生活保護受給証明書 ☐ 世帯に障がい者がいる方 その方の障害者手帳(※7)、特別児童扶養手当証書、国民年金保険年金証書(障害基礎年金)のいずれかの写し ☐ 市外を申し込む方(※8) ・その市が求める書類 ・(転出予定の場合)転出先住所がわかる書類(売買、賃貸借契約書等) ☐ 認可外保育を利用している方(企業主導型、事業所内保育を含む) 月64時間以上常態として利用している施設からの証明 ※任意の書式または市の様式(保育手当用受託証明書)	※5 父母が別居していることが必須です。 また、離婚調停中等を除き、利用者負担額(保育料)の算定上、不在者を含めて計算することとなります。また、不在者の就労証明書等も必要です。 外国籍の方で戸籍謄本が提出できない場合は、独身証明書等ひとり親である証明書(翻訳会社等第三者による翻訳した書類が必要な場合有)の提出により、ひとり親世帯等と見なすことができます。 ※6 「就労」で保育を利用する場合、「就労不可」の在留カードでは申請を受理できません。また、就労時間の制限がある場合、その時間内で就労してください。

必要なもの ※書類は返却できません。証明書類は、希望入園月から6か月以内のものを提出してください。	
☐ 市外の認可保育施設を利用している方（※9） 月64時間以上常態として利用している施設からの証明 ※転入前の市区町村又は市外の認可保育施設で発行した在園証明書等 ☐ <4月申し込みの方のみ> 兄弟姉妹が新年度から新しく幼稚園へ入園する場合 入園証明書等 ※任意の書式可（入園許可証写し等も可） ☐ 保護者が保育士または幼稚園教諭として鎌ケ谷市内の認可保育施設または幼稚園に勤める方 ・保育士証または幼稚園教諭免許状の写し ☐ 生計を一にしている子が別居している方 ・保育料軽減措置に係る別居監護申立書 DL可 ・（子が市外在住の場合）住民票 ※世帯全員のもので記載省略していないもの ☐ 入園を申請する児童が障害者手帳等（※10）を所持している場合 ・その障害者手帳等（※10）の写し	※7 障害者手帳とは「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のことをいいます。以下同じです。 ※8 10ページを確認してください。 ※9 保育を必要とする事由が、育児休業又は求職活動の者は除きます。 ※10 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給者証、障害児児童通所支援受給者証等

※外国収入がある場合、給与明細等が必要です。

※保育料の算定に必要な保護者の市区町村民税所得割額は、その年の1月1日に住民登録をしていた市区町村で課税されます。鎌ケ谷市で課税されていた方は課税内容を調査いたします。市外から転入された方についてはマイナンバーで確認しますが、マイナンバーで確認できない場合、以下の課税証明書等を求める場合があります。（4～8月入園⇒令和6年度、9～3月入園⇒令和7年度）

①市区町村民税課税（非課税）証明書

②市民税・県民税特別徴収税通知書

給与から市民税を差し引きされている方。6月頃、職場から配付されるもの

見本

特別徴収税額明細

所得区分	所得金額	課税標準	税率	税額
給与所得	1,000,000	1,000,000	10%	100,000
雑所得	50,000	50,000	20%	10,000
合計	1,050,000	1,050,000		110,000

※上記は簡易的な見本です。実際の通知書には詳細な所得区分と税額が記載されます。

③市民税・県民税納税通知書

納税通知書で納めている方。6月頃に各市区町村から発行されるもの

見本

市民税・県民税の納付額等の明細（鎌ケ谷市）

所得区分	所得金額	課税標準	税率	税額
給与所得	1,000,000	1,000,000	10%	100,000
雑所得	50,000	50,000	20%	10,000
合計	1,050,000	1,050,000		110,000

※上記は簡易的な見本です。実際の通知書には詳細な所得区分と税額が記載されます。

この部分にある市民税所得割額をもとに、保育料を算出します。

ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の適用がありません。

控除がある場合は所得割額に加えた額で算出します。

DL可 鎌ケ谷市のホームページから保育園等に関する書類がダウンロードできます。

鎌ケ谷市公式ホームページのトップページ右上から

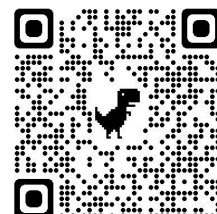
サイト内検索

申請書ダウンロード

検索

http://www.city.kamagaya.chiba.jp/download_menu/index.html

※上記以外で検索をした場合、古い様式が検出されてしまう場合がありますので、必ず上記のとおり検索をしてください。



5 育児休業から復職予定の方

注意事項

育児休業明けの申込みの場合は、育児休業を受けている会社に、同じ条件で復職することを前提として、利用調整時に調整指数を加算し優先順位が上がる規定を設けています。

そのため、利用内定後に元の会社に復職しないことが判明した場合は内定取り消し、利用開始後に復職しない（していない）ことが判明した場合は利用の解除（退園）となります。

育児休業明けの申込み

- ・ 育児休業から復職する予定がある方が対象となります。
- ・ 復職日はご提出いただく就労証明書の育児休業に関する記載内容で確認します。
- ・ 申込み中に次のお子様を妊娠し復職できない場合でも、申込みの継続をすることができます。
この場合、利用調整の点数が変更になりますので、幼児保育課へ必ず連絡してください。

【復職日】

- ・ 入園となった月の翌月15日までに復職していただきます。
- ・ あらかじめ、ご家族や職場と相談し調整をしてください。

【復職後】

復職してから2週間以内に、復職証明として就労証明書を再提出してください。

育児休業の延長を許容する方

「保育の利用申込書」の中の「※育児休業中の方」で、「育児休業の延長を許容する」にチェックを記載した場合、利用調整の点数を減点し、優先順位を下げるすることができます。

※チェックを記載しても必ずしも保留が確定するものではありません。

6 転園

年度途中での転園申請ができます。なお、転園とは市内での施設の変更のことをいいます。

【必要書類】

- ・ 【様式1】教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書 **DL可**
- ・ 【様式4】児童の健康状況調書 **DL可**
- ・ 転園に関する確認書 **DL可**
- ・ 保育を必要とする事由を確認するための書類（就労証明書等）
※父、母分必要です。また、20歳以上65歳未満の親族等と同居（同一敷地内別棟居住も含む）の場合は、その方の分も必要です。事由がない場合、利用調整の際に減点対象となります。

【受付締切】新規の利用申込みの締切日と同じ（p.6参照）

【受付場所】鎌ヶ谷市幼児保育課窓口

注意事項

○転園希望園の見学は、必ず行ってください。保育方針の違いや、諸費用がかかることがあります。

○申込みされた年度の3月分の利用調整まで転園希望は有効になります。

○転園結果（内定の可否）は、転園申請の最初の利用調整後に通知いたしますが、次回以降は内定した場合のみ通知いたします。

○転園の意思がなくなった場合には、受付締切日までに取り下げ書 **DL可** をご提出ください。

○育児休業中の場合、原則転園希望はできません。育児休業中の在園は、お子様が引き続き同じ施設を利用できるよう、特例として認められているためです。（小規模保育事業卒園時は除きます。）

○転園が内定した場合、現在通園されている施設には別の児童が内定します。そのため、**どのような理由があっても、元の施設には戻れませんのでご注意ください。**

○内定先の保育施設で入園前に面接、入園当初には、「慣れ保育」があります。

7 広域入所

鎌ケ谷市外に住所がある方

【申込受付場所】 住民登録のある市区町村の保育園等の担当課

【申込締切日】 鎌ケ谷市への申込み書類の到達が、6ページ記載の各入園希望月の受付期間に間に合うように、住民登録のある市区町村の保育担当課に提出してください。

※ 締切日＝必着ですので、受付期間内に申込み書類が鎌ケ谷市に到達しなかった場合、次月分の申し込みとなります。

【必要書類】

お住まいの自治体で必要となる書類に**加えて**、次の書類も提出してください。

全員必要	・市区町村民税課税（非課税）証明書
転入予定者のみ必要	・転入予定での申請に係る誓約書兼同意書（鎌ケ谷市様式）DL可 ・住所や転入時期が確認できる不動産売買契約書または賃貸借契約書のコピー

※「入園が決まったら転入する」方は転入予定者とみなしません。

※市外から申し込みの方は、鎌ケ谷市民の方の利用調整後、希望園に空きがあれば協議いたします。ただし、市内保育施設の保育士・幼稚園教諭は待機児童解消のため優先的に協議いたします。

◆鎌ケ谷市内に転入予定の方◆

転入予定者の場合、鎌ケ谷市民の方と同等に利用調整いたします。ただし、入園の結果に関わらず、入園希望月の前月末までに次の手続きを必ず済ませていることが条件となります。

手続きができていない場合は、入園決定が取り消しとなります。

①鎌ケ谷市に住民登録をする

②鎌ケ谷市幼児保育課で次の手続きをする

・お子様の面接 ・鎌ケ谷市の申込書への書換え

※市役所での転入手続き後、幼児保育課（総合福祉保健センター2階）にお立ち寄りください。

※転入前の市区町村で通っていた保育園等に通い続けることも可能な場合があります。あらかじめ、お住まいの市区町村に可能かどうか確認し、鎌ケ谷市幼児保育課にご相談ください。

他市区町村の保育園等を希望する方

【申込受付場所】 鎌ケ谷市幼児保育課

勤務先がある、里帰り出産などの理由で鎌ケ谷市外の保育園等を希望する場合は、鎌ケ谷市を通しての申込みとなります。

【申込締切日】 市区町村によって異なります。希望保育園等のある市区町村の担当課にご確認下さい。その上で、締切日の10日前までに申し込んでください。（土、日、祝、年末年始を含む）

【必要書類】

全員必要	・「申込みに必要な書類について」 ⇒7、8ページ参照 ※希望する施設名は正しくご記入ください。 ・希望先市区町村で必要となる書類
転出予定者のみ必要	・住所や転出時期が確認できる不動産売買契約書または賃貸借契約書のコピー

◆鎌ケ谷市外に転出予定の方◆

上記の手続きで、転出前にあらかじめ転出先市区町村に入園を申し込むことができます。ただし、入園希望月の前月末までに、転出先の市区町村に「住民登録＋転出先で申込書の書換え」等が必要となることが一般的ですので、あらかじめ転出予定先の市区町村に直接ご確認ください。

※転出前に通っていた鎌ケ谷市内の保育園等に通い続けることも可能な場合があります。鎌ケ谷市幼児保育課にご相談ください。

※保育園等に在園中の方：各月2日以降に転出した場合は、その月の末日まで通うことができます。

8 保育料

子ども・子育て支援法及び鎌ケ谷市規則に基づき、保護者には保育に要する経費の一部を保育料として負担していただきます。保育料は、世帯の課税状況により決定され、1か月単位となっております。

なお、令和元年10月から、3歳児から5歳児クラスの児童については保育料が無料となりました。ただし、延長保育料や給食費は保護者負担（実費徴収）となります。

保育料の算定方法：施設を利用する月に応じて、前年度または当年度の市民税額で決定します。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和6年度市民税所得割額に 基づく保育料 (令和5年1月～12月の収入から算定)	令和7年度市民税所得割額に 基づく保育料 (令和6年1月～12月の収入から算定)
--	--

		年齢 (※1)	3歳未満児				3歳以上児	
階層区分 (保護者の課税額※2) 世帯の合計額を基準にします		第1子 (※3)		第2子 (※3)		第3子 (※3)		
		保育標準時間 (短時間)	要保護世帯等 (※4)	保育標準時間 (短時間)	要保護世帯等 (※4)			
A	生活保護世帯		0	0	0	0	無 料	無 料
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0		
C1	市民税課税世帯	市民税均等割のみ課税	8,400	4,200	4,200	0		
			(8,200)	(4,100)	(4,100)	(0)		
C2		市民税所得割額 24,300円未満	9,800	4,900	4,900	0		
			(9,600)	(4,800)	(4,800)	(0)		
C3		24,300円以上 48,600円未満	11,100	5,550	5,550	0		
			(10,900)	(5,450)	(5,450)	(0)		
C4		48,600円以上 60,000円未満	12,000	6,000	6,000	0		
			(11,700)	(5,850)	(5,850)	(0)		
C5		60,000円以上 70,000円未満	14,400	7,200	7,200	0		
			(14,100)	(7,050)	(7,050)	(0)		
C6		70,000円以上 77,101円未満	16,900 (16,600)	8,450	8,450 (8,300)	0		
				(8,300)		(0)		
		77,101円以上 80,000円未満		16,900 (16,600)		8,450 (8,300)		
C7		80,000円以上 90,000円未満	22,900		11,450			
			(22,500)		(11,250)			
C8		90,000円以上 97,000円未満	30,000		15,000			
			(29,400)		(14,700)			
C9		97,000円以上 130,000円未満	37,800		18,900			
	(37,100)		(18,550)					
C10	130,000円以上 150,000円未満	41,100		20,550				
		(40,400)		(20,200)				
C11	150,000円以上 169,000円未満	44,500		22,250				
		(43,700)		(21,850)				
C12	169,000円以上 200,000円未満	50,000		25,000				
		(49,100)		(24,550)				
C13	200,000円以上 240,000円未満	55,400		27,700				
		(54,400)		(27,200)				
C14	240,000円以上 270,000円未満	56,600		28,300				
		(55,600)		(27,800)				
C15	270,000円以上 301,000円未満	58,900		29,450				
		(57,800)		(28,900)				
C16	301,000円以上 397,000円未満	61,400		30,700				
		(60,300)		(30,150)				
C17	397,000円以上 550,000円未満	62,800		31,400				
		(61,700)		(30,850)				
C18	550,000円以上	65,400		32,700				
		(64,200)		(32,100)				

※1 当該年度の4月1日時点での年齢区分で1年間徴収を行います。

※2 保育料は税額控除前の所得割額を基に算定します。（調整控除を除く）

父母が非課税で、同居している直系尊属(祖父母等)がいる場合には、その方が算定上の扶養義務者となる場合があります。

しかし、父母の該当年度または今年度分の収入が103万円をこえている、またはこえる見込みがある場合は父母のみで保育料を算定します。

※3 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育園等または幼稚園を利用する場合には、第2子は半額、第3子以降は無料になります。ただし、令和7年度に限り、全ての世帯において、同一世帯の生計を一にしている18歳以下の年長の子どもから順にカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

また、要保護世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満、要保護世帯等に該当しない世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、児童の年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順にカウントします。

※4 要保護世帯等とは、ひとり親世帯、または同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、障害基礎年金の交付を受けている者がいる世帯のことをいいます。

○里親及び小規模住居型児童養育事業として委託されている児童の場合、生活保護世帯と同様の階層とします。

保育料の納付方法

納付漏れなどがないように口座振替（自動振込）となっております。

保育料の納付先

○保育園 ⇒ 市 に納付

○保育園以外 ⇒ 施設 に納付 ※ただし市外の公立保育園を利用する場合は、その公立保育園のある市に納付します。

実費徴収について

給食費、延長保育料、おむつ、ハンドタオル、着替え等の現物、おむつ代や園服代などの費用を、施設から別途求められることがあります。具体的な内容は、事前に施設にお問い合わせをするか、入園内定後、各施設からの重要事項説明の中でご確認ください。

副食費徴収の免除について

3歳児クラス以降は給食費のうち副食費の部分が実費となりますが、要保護世帯等のうち市民税所得割額が77,101円未満、要保護世帯等に該当しない世帯のうち市民税所得割額が57,700円未満の世帯、第3子以降（小学校3年生以下）のお子様については、その徴収が免除されます。

保育園ってどうやって運営しているの？

お子様が入園されると、教育・保育給付認定の内容に応じて、教育・保育にかかった費用の一部として、市から「給付費」が支給されます。この「給付費」は、保護者の皆様に代って、利用している施設が受け取ります。保護者の皆様には、所得に応じた利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。この仕組みは、就学前の子どもの教育・保育を保障するためのもので「給付制度」といいます。

④利用児童数に応じた額を給付
（個人給付の法定代理受領）

※私立保育園に対しては、利用者負担（保育料）を市が徴収し、施設型給付と利用者負担（保育料）を合わせた全額を委託費として支払います。



市

利用者

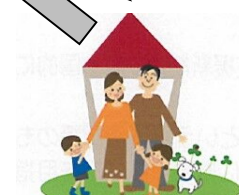
- ①市へ教育・保育給付認定の申請
- ②教育・保育給付認定の結果通知

⑤
保育園等の保育料は市へ支払い
幼稚園、認定こども園、小規模保育事業の保育料は各施設へ支払い



利用施設・事業

③保育・教育の提供



利用者

9 医療的ケア児について

- ・鎌ケ谷市では、通常保育と同様に、就労等の理由により保護者が医療的ケア児の家庭保育を行うことができないと認められる場合において、入園相談を行っています。

【対応できる医療的ケアの内容】

- ①喀痰吸引（気管切開部からの吸引、口腔・鼻腔内吸引）、②経鼻経管栄養、③導尿、④酸素療法の管理、⑤インスリン注入等糖尿病管理

【申込みについて】

- ・お子様の状況の確認及び必要となる書類を配付いたしますので、まずは、鎌ケ谷市幼児保育課（047-445-1363）へご相談ください。
- ・入園及び医療的ケアを実施するにあたり、事前に主治医の意見書等各種書類の提出及び受入れに係る検討会を実施した上で、医療的ケア児の保育の実施が可能か判断します。

【注意事項】

- ・保育園は療育機関ではありませんので、専門的な療育を必要とするお子様については、こども発達センター等の各専門機関へご相談いただきますようお願いいたします。
- ・既に療育機関に通所されているお子様については、保育園の申込みをする前に、通所先にも相談いただきますようお願いいたします。
- ・その他、ご不明な点がございましたら、鎌ケ谷市幼児保育課までお問い合わせください。

保育園以外にこどもを預けられるところはないかな？

☆認可外保育施設

公的助成の有無や運営規模に関わらず、児童福祉法もしくは認定こども園法に基づく認可を受けていない保育施設です。認可保育園よりも設置や運営が緩やかな基準で設けられており、幅広いニーズへの対応ができる施設です。

3歳未満児で保護者が市民税課税世帯の場合は「保育手当（月額上限 8,000 円）、市民税非課税世帯の場合は「施設等利用給付認定（0～2歳児クラス：月額上限 42,000 円）」が申請により支給される場合があります。また、3～5歳児クラスについては、「施設等利用給付認定（月額上限 37,000 円）」が申請により支給される場合があります。

申請方法等については、幼児保育課までお問い合わせください。

☆企業主導型保育事業

内閣府により制度化された認可外保育施設の種類です。国の補助があるため、認可外ではありませんが、利用料が認可保育園と同水準になっています。企業枠と地域枠があり、企業枠は契約企業の従業員のための枠、地域枠はそれ以外の方のための枠となっています。

0～2歳児クラスの非課税世帯の方、3～5歳児クラスの方は、無償化の対象となる場合があります（月額上限あり）。企業主導型保育事業を利用の方は各施設へご相談ください。

※申し込み方法、利用料や保育方針等は各施設によって異なります。直接お問い合わせください。

※上記の施設を一定の時間以上利用しながら保育の利用申し込みをしている場合、利用している証明があれば利用調整の調整指数が加点される場合がありますので、幼児保育課にご相談ください（22ページ参照）。



	施設名	電話番号	住所
認可外	DUCK International School 新鎌ケ谷校	446-0002	新鎌ケ谷1-16-1 3階
企業主導型	ニチイキッズ新鎌ケ谷保育園	441-1431	新鎌ケ谷1-7-20 1階
	DUCKナーサリー	402-2299	新鎌ケ谷1-16-1 3階

10 注意事項

【利用申込みについて】

- 1 提出いただいた書類は返却できません。
 - 2 記入いただいた保育園等以外の判定は行いませんのでご了承ください。
 - 3 児童の入園状況等の事情により、申し込んでも希望する保育園等に入園できないことがあります。
 - 4 提出いただいた書類に不正や偽りがあった場合は、入園を取り消し、退園していただくこととなりますのでご了承ください。
 - 5 世帯・就労・アレルギー等の状況に変更が生じたときは、必ず幼児保育課までご連絡ください。
 - 6 日本に不法に滞在している保護者からの入園申込みは受け付けません。
 - 7 内定後、保育園等で面談があり（児童及び保護者の方）、面談後に入園決定となります。
 - 8 保育園等と幼稚園の二重在籍はできません。
 - 9 新規入園申込みをされた方については、15日頃に結果を通知いたします。
（広域入所の利用の場合、通知が遅くなる場合があります。）
なお、待機されている方については、入園可能となるまで改めての通知はいたしません。
- 10 入園申込みを希望しなくなった場合は、取り下げ書DL可をご提出ください。

【利用開始後について】

- 1 入園初日から「慣れ保育」が始まります。「慣れ保育」では児童が保育園に慣れるように、徐々に保育園にいる時間を増やしていきます。入園日より前に開始することはできません。また、児童等の状況によって慣れ保育の期間は異なります。
- 2 ご用意いただく物として、布団、着替え、制服等があります。各保育園により異なりますので、詳細につきましては面談時にご説明いたします。
- 3 就労予定で入園された方は、就労開始をされたか確認をするため、就労開始後2週間以内に就労証明書を提出していただきます。
- 4 保育園ではアレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食を可能な範囲で行っていますが、保育園で対応ができない場合は、お弁当の持参をお願いする場合があります。
- 5 保育料の納入は、原則、口座振替となりますが、手続きが完了するまでは、納付書での納付をお願いいたします。手続きによっては開始まで2か月程度かかる場合があります。なお、幼児保育課窓口でのペイジー（キャッシュカードによる登録）がご利用いただけます。
- 6 実費（教材費等）がかかる場合がございます。施設によって異なりますので、ご確認ください。また、3歳児クラス以降は給食費のうち副食費の部分が実費となりますので、こちらも施設にご確認ください。

【教育・保育給付認定について】

- 1 教育・保育給付認定の有効期間がきた場合、保育園等を利用すること、また、利用を申し込むことはできません。
- 2 「支給認定証」は保護者より申請があった場合のみ、交付いたします。「支給認定証」を紛失してしまった場合、必要であれば再発行しますので、幼児保育課へ申請してください。
- 3 求職活動で保育園等を利用する場合、入園後90日以内に就労先が見つからず、就労（内定）証明書が提出できない場合には、教育・保育給付認定が取り消され退園となりますので、ご注意ください。
- 4 鎌ケ谷市外へ転出する時や保育を必要とする事由がなくなった場合は、分かり次第早急に幼児保育課へ「教育保育給付認定取消届」DL可を提出してください。また、保育園等を利用している場合は、利用している保育園等に報告し、幼児保育課に「利用の辞退届」DL可を提出してください。
なお、「支給認定証」が交付されている場合、「支給認定証」を返還していただきます。
- 5 教育・保育給付認定の決定通知後、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、早急に届出をお願いします。

11 よくあるご質問

利用申込みについて

Q1. 空き状況を教えてください。

A1. 鎌ヶ谷市のホームページで確認することができます。

Q2. 第2希望より第1希望の人のほうが入りやすいですか？

A2. 内定するにあたっては、保育の必要性を点数化し、点数の高い児童から内定しています。第2希望以下の方が不利になることはありませんので、利用を希望する順番にご記入ください。

Q3. すでに提出した申込書の希望園の追加・削除はできますか？

A3. 毎月の申込み締切日までにご来庁いただき、申込書に直接記入していただければ、翌月入園の利用調整に反映いたします。

Q4. 教育・保育給付認定の申請をしてから、認定されるのにどれくらいかかりますか？

A4. 認定に時間を要することから、教育・保育給付認定の決定通知は、利用調整の結果を通知する際に同封させていただきます。

Q5. 月120時間程度の就労ではありませんが、シフト勤務のため、保育短時間での認定では延長保育料がかかる日ができます。保育標準時間で認定してもらえますか？

A5. 教育・保育給付認定申請の際、保育標準時間で希望をだしてください。ただし、シフトの時間によりしますので、幼児保育課にご相談ください。

Q6. 就労（予定）で入園が決定しましたが、入園前に仕事を辞めました。保育園は利用できますか？

A6. 入園前に辞めた場合、内定取り消しとなります。また、入園後2か月以内に辞めた場合や利用調整時の基準点数が変わるほどの就労内容の変更（就労時間の変更等）があった場合も、退園となる場合があります。

Q7. 保育園の内定を辞退したら、他の園に入園できますか？また、その後の申し込みで不利になりますか？

A7. 内定を辞退して、他の園に空きがあっても代わりに内定をだすことはできませんので、申込みの際に充分、ご検討ください。また、利用の決定を受けてから利用を開始する前に正当な理由なく辞退した場合、同一年度内の利用調整において減点対象となります。

Q8. 駅チカあっとほーむに入園した場合、3歳になったらすぐに退園ですか？

A8. 2歳児クラスの3月31日まで通園ができます。また、保育を必要とする事由（就労など）がある場合、駅チカあっとほーむの卒園児は他の保育園に優先的に転園できるようにいたします。ただし他の2歳児での卒園児もいるので、必ずしも第1希望の園に転園できるわけではありません。

Q9. 幼稚園の夏休み期間に、保育園に入園することはできますか？

A9. 幼稚園と保育園の二重在籍はできません。もし、保育園に入園する場合、幼稚園は退園となります。

Q10. 転園はできますか？

A10. 転園申込み（保育の利用申込書等の提出）を幼児保育課窓口で行ってください。利用調整においては、転園か新規入園かを問わず希望園への入園は原則、利用調整時の点数の高い方から順に決定されます。園の空き状況や他の利用希望者との優先順位によりますので、必ず転園できるわけではありません。また、転園内定の辞退はできません。転園後は慣れ保育があります。なお、育児休業中の転園は希望できません。

Q11. 妊娠・出産のために上の子を保育園に入園させたいです。入園後、育児休業をとるのですが、継続して上の子は保育園を利用できますか？

A11. 妊娠・出産要件で入園した場合、妊娠・出産要件での認定期間のみの利用になります。その後については、保育に欠ける理由（就労等）があれば継続利用が可能です。育児休業での継続利用は、長期利用しているお子様の環境が変わることが発達上好ましくないという児童福祉の観点から、「妊娠・出産」要件で入園し、育児休業を取得する場合においても、継続して上の子は保育園を利用できます。ただし、育児休業期間終了後においては、育児休業を受けている会社に復職する必要があります（元の会社に復職しない場合は退園となります。）。

Q12. 「就労」要件で申し込みをしていましたが、入園内定前に次の子の妊娠が判明しました。申し込みの継続はできますか？

A12. すでに「就労」要件で申し込みしていた場合に限り、申込みの継続は可能です。ただし、「妊娠・出産期間」「育児休業取得期間」はそれぞれ利用調整の際の点数が変わります。

Q13. 1号認定（教育）で認定こども園を利用していましたが、就労を開始するため2号認定（保育）の利用に変更はできますか？

A13. 保育の利用を希望する場合、利用調整を経て利用決定となるため、保育の利用申し込みが必要となります。必要書類や受付期間を確認してください。利用調整では、保育の必要性を点数化し、点数の高い順から内定となります。

Q14. 求職活動について、自宅でのオンラインによる企業説明会や面接が増えています。こうした活動についても、認められるでしょうか。

A14. 保育を必要とする事由における求職活動については、「月64時間以上、継続的に求職活動を行っているもの」としています。そのため、オンライン上における面接等の求職活動は認めています。ただし、①毎月の求職活動を専用の書式で報告し、②入園後90日以内に就労先が見つからない場合は退園となります。

Q15. 現在、育児休業を取得中です。以前の契約時間では、（月160時間就労）でしたが、入園が決定し、復職後については、（月120時間就労）で契約時間を変更して勤務しようと考えています。入園後の契約時間を変更できますか。

A15. 入園内定後及び入園後2か月以内において、利用調整上の点数が変わるほどの変更（自己都合による退職や就労時間の減少等）があった場合は、内定の取消、利用の解除（退園）となりますので、復職した後の契約時間で就労証明書を作成するようお願いします。
また、復職後において、雇用契約時間を変えず、育児のための短時間勤務制度を利用する場合は、その対象外となりますが、1か月に64時間以上就労を常態とするようお願いします。

申請時の状況	入園後の勤務先	可否
就労証明書に記載の勤務先で育児休業を取得中	就労証明書に記載の契約時間で育児休業を取得した勤務先で復職	○
就労証明書に記載の勤務先で育児休業を取得中	就労証明書に記載の契約時間を変更せず育児のための短時間勤務制度を利用して育児休業を取得した勤務先で復職	○
就労証明書に記載の勤務先で育児休業を取得中	就労証明書に記載の勤務先に復職せず転職して別の勤務先で勤務開始	×

Q16. 派遣会社で勤務しており、育児休業を取得中です。以前の派遣先では、（月140時間就労）で契約をしていました。入園が決定し、復職後については、（月120時間就労）で勤務しようと考えています。入園後に雇用契約を変更することはできますか。

A16. 入園内定後及び入園後2か月以内において、利用調整上の点数が変わるほどの変更（自己都合による退職や就労時間の減少等）があった場合は、内定の取消または利用の解除（退園）となります。そのため、入園申請については、復職した後の雇用契約で就労証明書を作成してください。
また、復職後の雇用契約の就労時間及び日数が不明な場合には、上記の状況（内定取消または退園）にならないように、復職後に最低限勤務する勤務日数及び就労時間を記載してください。

申請時の状況	入園後の復職先	可否
派遣元①で育児休業を取得中	派遣元①で復職し、派遣先②で月160時間就労	○
派遣元①で育児休業を取得中	派遣元①で復職し、派遣先②で月140時間就労	○
派遣元①で育児休業を取得中	派遣元①で復職し、派遣先②で月120時間就労	×

Q17. 2次利用調整の申込みについて、急な転勤等とありますが、どのような理由が該当しますか。

A17. 2次利用調整の申込みについては、1次利用調整で申請された方との公平性を保つ必要から、急な転勤等のやむを得ない事情を理由として、その申請を認めています。これまで、勤務先の都合による急な転勤、DV（配偶者暴力）による避難等から、書面による証明によりその申請を受け付けてきました。詳細については、その事例により判断をすることから、幼児保育課までお問合せください。

Q18. きょうだいで同時に保育園入園を申請します。教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書の「⑥きょうだい（小学校就学前）の状況」の【きょうだい2人以上で申し込む場合】について、その記載方法を教えてください。

A18. 下記の表のとおりとなります。

選択した項目	利用調整上の対応																									
☒ 待機しても同じ保育園に同時期入園を希望	全てのきょうだいが同じ保育園、同じ時期に空きがない限り、入園は保留となります。																									
☒ 保育園が別になっても同時期入園を希望 → ☒ 下位の希望でも同園になることを優先	きょうだいで希望園を複数記載した場合、利用調整上、以下のような内定となる場合があります。 <table><tr><td></td><td colspan="2">上の子(3歳児クラス)</td><td colspan="2">下の子(1歳児クラス)</td></tr><tr><td>順位</td><td>希望園</td><td>内定</td><td>希望園</td><td>内定</td></tr><tr><td>1</td><td>A園(保育所)</td><td>×</td><td>B園(小規模保育事業)</td><td>○</td></tr><tr><td>2</td><td>C園(保育所)</td><td>○</td><td>C園(保育所)</td><td>×</td></tr><tr><td>3</td><td>D園(認定こども園)</td><td>○</td><td>D園(認定こども園)</td><td>○</td></tr></table> 内定は1園のみであることから、この場合、D園に上の子と下の子は内定となります。		上の子(3歳児クラス)		下の子(1歳児クラス)		順位	希望園	内定	希望園	内定	1	A園(保育所)	×	B園(小規模保育事業)	○	2	C園(保育所)	○	C園(保育所)	×	3	D園(認定こども園)	○	D園(認定こども園)	○
	上の子(3歳児クラス)		下の子(1歳児クラス)																							
順位	希望園	内定	希望園	内定																						
1	A園(保育所)	×	B園(小規模保育事業)	○																						
2	C園(保育所)	○	C園(保育所)	×																						
3	D園(認定こども園)	○	D園(認定こども園)	○																						
☒ 保育園が別になっても同時期入園を希望 → ☒ 別園でも希望順位の高い施設を優先	きょうだいで希望園を複数記載した場合、利用調整上、以下のような内定となる場合があります。 <table><tr><td></td><td colspan="2">上の子(3歳児クラス)</td><td colspan="2">下の子(1歳児クラス)</td></tr><tr><td>順位</td><td>希望園</td><td>内定</td><td>希望園</td><td>内定</td></tr><tr><td>1</td><td>A園(保育所)</td><td>×</td><td>B園(小規模保育事業)</td><td>○</td></tr><tr><td>2</td><td>C園(保育所)</td><td>○</td><td>C園(保育所)</td><td>×</td></tr><tr><td>3</td><td>D園(認定こども園)</td><td>○</td><td>D園(認定こども園)</td><td>○</td></tr></table> 内定は1園のみであることから、この場合、上の子はC園に、下の子はB園に内定となります。		上の子(3歳児クラス)		下の子(1歳児クラス)		順位	希望園	内定	希望園	内定	1	A園(保育所)	×	B園(小規模保育事業)	○	2	C園(保育所)	○	C園(保育所)	×	3	D園(認定こども園)	○	D園(認定こども園)	○
	上の子(3歳児クラス)		下の子(1歳児クラス)																							
順位	希望園	内定	希望園	内定																						
1	A園(保育所)	×	B園(小規模保育事業)	○																						
2	C園(保育所)	○	C園(保育所)	×																						
3	D園(認定こども園)	○	D園(認定こども園)	○																						
☒ 入園時期が異なっても (☒ 同じ保育園 ☐ 別々の園)に入園を希望 →優先順位 (なし・上の子・下の子)	全てのきょうだいの入園時期がそれぞれ異なっても、同じ保育園に内定となります。 そのため、「当月、上の子(あるいは下の子)だけがA園に先に内定し、下の子(あるいは上の子)が入園保留となった場合」において、次月以降、下の子(あるいは上の子)の希望園が複数記載されていても、A園に内定ができるまでは、入園は保留となります。 ただし、上の子(あるいは下の子)だけが入園しても、保護者は保育を必要とする事由を満たす(例：育児休業から復職し、就労する等)必要があることから、入園保留となったお子様の預け先(認可外保育施設等)を確保する必要があります。																									
☒ 入園時期が異なっても (☒ 同じ保育園 ☐ 別々の園)に入園を希望 →優先順位 (なし・上の子・下の子)	全てのきょうだいの入園時期がそれぞれ異なっても、同じ保育園に内定となります。 そのため、「当月、上の子だけがA園に先に内定し、下の子が入園保留となった場合」において、次月以降、下の子は希望園が複数記載されていても、A園に内定ができるまでは、入園保留となります。 ただし、上の子だけが入園しても、保護者は保育を必要とする事由を満たす(例：育児休業から復職し、就労する等)必要があることから、入園保留となった下の子の預け先(認可外保育施設等)を確保する必要があります。																									

☒ 入園時期が異なっても (☒ 同じ保育園 ☐ 別々の園) に入園を希望 →優先順位 (なし ・ 上の子 ・ <u>下の子</u>)	全てのきょうだいの入園時期がそれぞれ異なっている も、同じ保育園に内定となります。 そのため、「当月、下の子だけがA園に先に内定し、上の子が入園保留となった場合」において、次月以降、上の子は希望園が複数記載されていても、A園に内定ができるまでは、入園保留となります。 ただし、下の子だけが入園しても、保護者は保育を必要とする事由を満たす(例：育児休業から復職し、就労する等)必要があることから、入園保留となった上の子の預け先(認可外保育施設等)を確保する必要があります。
☒ 入園時期が異なっても (☐ 同じ保育園 ☒ 別々の園) に入園を希望 →優先順位 (<u>なし</u> ・ 上の子 ・ 下の子)	全てのきょうだいの入園時期がそれぞれ異なっている も、空きがあり次第、優先順位に基づいて内定となります。 この場合、優先順位はないので、きょうだいの希望する園の空きがあり次第、内定となります。 ただし、上の子(あるいは下の子)だけが入園しても、保護者は保育を必要とする事由を満たす(例：育児休業から復職し、就労する等)必要があることから、入園保留となったお子様の預け先(認可外保育施設等)を確保する必要があります。
☒ 入園時期が異なっても (☐ 同じ保育園 ☒ 別々の園) に入園を希望 →優先順位 (なし ・ <u>上の子</u> ・ 下の子)	全てのきょうだいの入園時期がそれぞれ異なっている も、空きがあり次第、優先順位に基づいて内定となります。 この場合、上の子が入園内定するまで、下の子は空きがあっても、入園保留となります。 ただし、上の子だけが入園しても、保護者は保育を必要とする事由を満たす(例：育児休業から復職し、就労する等)必要があることから、入園保留となった下の子の預け先(認可外保育施設等)を確保する必要があります。
☒ 入園時期が異なっても (☐ 同じ保育園 ☒ 別々の園) に入園を希望 →優先順位 (なし ・ 上の子 ・ <u>下の子</u>)	全てのきょうだいの入園時期がそれぞれ異なっている も、空きがあり次第、優先順位に基づいて内定となります。 この場合、下の子が入園内定するまで、上の子は空きがあっても、入園保留となります。 ただし、下の子だけが入園しても、保護者は保育を必要とする事由を満たす(例：育児休業から復職し、就労する等)必要があることから、入園保留となった上の子の預け先(認可外保育施設等)を確保する必要があります。

Q19. 利用調整の基準指数について、「就労」の点数はどのように算出されますか。

A19. 就労証明書の「N○6. 就労時間」を参照し、月当たりの実労働時間を算出します。

① 固定就労の場合：1日当たりの就労時間×「一週当たりの就労日数」×4週

② 変則就労の場合：主な就労時間帯・シフト時間帯×「一週当たりの就労日数」×4週

※【就労証明書(簡易版)】記載要領から、週(月)当たりの就労日数が定められている場合、週(月)当たりの就労日数欄には、4週を乗じた(除した)日数を事業者(申請する児童の保護者の勤務先)に記載してもらうことから、1か月を4週として定義して算出しています。

保育園等での生活について

Q1. 標準時間で認定を受けました。どんなときでも7時～18時利用できますか？

A1. 原則、家庭で保育が出来ない場合に保育園等を利用していただきますので、就労時間および通勤時間等を加味した時間で利用していただきます。具体的な利用時間は園より決定されます。

Q2. 慣れ保育は無しにしてもらえますか？

A2. 慣れ保育は必ず行っていただきます。お子様が集団生活に慣れるために大切な保育です。

しかし、実施期間について仕事上困ることがあれば、保育園に相談してください。

Q3. 里帰り出産で保育園を休むことはできますか？

A3. 産前産後期間であれば休園を認めますが、それ以上休園される場合は保育の必要性がないと判断し、退園となります。また、休園されていても保育料は発生します。

Q4. 土曜日も給食はできますか？

A4. 公立保育園は土曜日に給食はできませんので、お弁当持参になります。ただし、私立保育園や駅チカあっとほーむについては施設ごとに対応が異なりますので、直接施設にご確認ください。

Q5. 薬を保育園で飲ませてもらえますか？

A5. 原則として保育園等では薬を預かりません。しかし、生まれながらの持病で与薬しなければならない場合や、医師処方の一一定範囲の薬に限り、お預かりしています。ただし、私立保育園や駅チカあっとほーむについては施設ごとに対応が異なりますので、直接施設にご確認ください。

Q6. 食物アレルギーに対する給食の提供を実施していますか？

A6. 施設によって、主治医の指示により食物アレルギーの原因となる食材を取り除いた除去食を可能な範囲で行っておりますが、施設ごとに対応が異なりますので、見学時に直接施設にご確認ください。

食物アレルギーへの対応が必要な方の手続きについては、利用内定後の園での説明会にて詳細をお知らせいたします。

なお、公立保育園では説明会の際に、①医師による食物アレルギー除去申請に係る指示書②保護者による食物除去申請書をお渡しします。園へ書類を提出後、食物アレルギー給食が開始となるため、開始までの期間はお弁当持参となりますので、ご了承ください。

Q7. 入園申請において、食物アレルギーのある児童への配慮は実施していますか？

A7. お子様に食物アレルギーがある場合、保育士の配置等の保育施設の受入状況、他児を含めた保育環境、園内の体制が整わない場合により、内定まで至らない場合もあります。

また、食物アレルギーが複数の場合、過去にアナフィラキシーショック症状があったお子様等、希望園の受入れが難しいと判断した場合、希望園を変更していただく場合もあります。

（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第6条、第39条等に基づきます。）

Q8. 求職活動で入園しましたが、就労せず、その他の保育を必要とする事由（妊娠・出産、疾病、介護・看護等）により保育園に継続して入園することはできますか。

A8. 保育を必要とする事由の求職活動については、原則として90日以内に就労先を見つけて就労の要件になることが前提となります。この場合、求職活動から就労の事由（就学を除く）に変更しない場合、一度退園の手続きを行い、新たな保育を必要とする事由から、改めて保育園等の申請をしていただきます。

Q9. 入園後（入園保留中の方も含む）において、住所変更、転職、退職、妊娠・出産、育児休業取得など、家庭の状況や勤務の状況に変更があった場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A9. 保育を必要とする事由に応じて、下記のとおり書類の提出が必要となります。

その上で、入園後の事由変更については、申請を受理した翌月から変更となりますので変更が生じた月中に必要な書類をご提出ください。また、入園保留中の事由変更については、入園希望月の受付期間内（P6.「申込みから入園まで」参照）までご提出ください。

また、入園内定後及び入園後2か月以内において、利用調整上の点数が変わるほどの変更（自己都合による退職や就労時間の減少等）があった場合は、内定の取消または利用の解除（退園）となります。

① 必要書類（全員が提出する書類）

- ・鎌ヶ谷市施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届」（以下、「変更届」）

※市内転居、氏名変更（児童及び保護者）、連絡先変更については、上記書類を変更があった月に幼児保育課まで提出してください。

② 添付が必要な書類（該当者のみ提出する書類）

- ・変更届と下記の「添付が必要な書類」を合わせてご提出ください。

変更事項	添付が必要な書類
(1)世帯構成 ※保育料が変更になる場合があります。	ア 婚姻及び同居した場合 ・「就労証明書等」(婚姻相手または同居人の保育ができない状況を確認できる書類) ・「課税証明書または非課税証明書」(婚姻相手または同居人の保育料算定のための税資料(鎌ケ谷市で市民税の課税がされていない方のみ)) イ 離婚した場合 ・「戸籍謄本」(子どもの親権者を確認します。) ※祖父母と同居、別居については、個々の状況により必要書類が異なりますので、幼児保育課までご連絡ください。
(2)就労状況 ※教育・保育給付認定の内容が変更になる場合があります。	ア 就職した場合 ・「就労証明書」(求職中の方が就職した場合、勤務先に作成を依頼してください。) イ 退職した場合 ①退職後、求職活動をする場合 なし(幼児保育課で「求職活動誓約書」を記入してもらいます。) ②退職後、保育園等を退園する場合 なし(幼児保育課で「教育・保育給付認定取消届」「保育の利用辞退届」を記入してもらいます。) ウ 退職後、すぐに転職先内定または決定している場合 「就労証明書」 エ 職場が異動になった(勤務先はそのまま、勤務地が変更)場合 「就労証明書」 オ 就労日数や就労時間が変更した場合 「就労証明書」※パートタイムから社員へ変更した場合など
(3)産休または育児休業から復帰	・「就労証明書」
(4)妊娠	・「母子手帳の写し(表紙・出産予定日の記載があるページ)」
(5)出産した	ア 出産後に育児休業を取得(せず復職)する場合 「就労証明書」 イ 産休後、育児休業を取らないため保育園等を退園する場合 なし(幼児保育課まで来庁し、「教育・保育給付認定取消届」「保育の利用辞退届」を記入します。)
(6)病気・障がい	・「主治医の意見書」または「障害者手帳の写し」
(7)就学	・「在学証明書」 ・学校が発行した「時間割表(カリキュラム)」 ※学校教育法に定める学校・職業訓練学校等が対象です。

Q10. 鎌ケ谷市民として他の市区町村の保育園の入園申請をするに当たって、注意すべき点がありますか？

A10. 原則として、鎌ケ谷市と入園を希望する他の市区町村の両方の入園申請に係る基準を満たす必要があります。鎌ケ谷市民として、入園を希望する他の市区町村の保育所の利用を申請する場合、①保育を必要とする事由の基準については、鎌ケ谷市で定めている教育・保育給付認定に係る基準を満たし、②保育園等の入園を申込む事由については、入園を希望する他の市区町村の規則等の基準を満たす必要があります。
※広域入所の申請については、10ページに記載した内容も併せてご確認ください。

保育料について

Q1. 保育料の納付は口座振替にできますか？

A1. 原則、保育料の納付は口座振替をお願いしています。ただし、お手続きに時間がかかりますので(最大2か月)、口座振替手続きが完了するまでは、市役所が発行する納付書でお近くの金融機関にて納付していただきます。

Q2. 修正申告をしました。すぐに保育料は安く(高く)なりますか？

A2. 修正申告をした旨の変更手続きがあった翌月分の保育料から変更になる場合がありますので、必ず幼児保育課で変更手続きをしてください。

Q3. 離婚しました。保育料は安く(高く)なりますか？

A3. ひとり親家庭となった旨の変更手続きを幼児保育課で行った翌月から、おひとり分の税額で保育料を算定しますので安くなる場合があります。（なお、パートナーが同居する場合は、二人親とみなします。（「離婚前提の別居」の場合は、離婚調停を除き、不在者を含めて算定します。）ただし、同居の祖父母等があり、保護者の収入が年間103万円以下の場合、または当該年度103万円を超える収入の見込みがない場合は、同居者のうち最も収入額が高い方を「家計の主宰者」として算定しますので、結果、保育料が高くなる場合もあります。

Q4. 今年度、所得申告していません。保育料はどのように計算されますか。

A4. 市民税所得割額の把握ができない場合、保育料については保育料表の最高額に、副食費については免除対象であった場合でも、徴収対象として決定します。その後、確定申告等のご対応をいただいた場合でも、その翌月分から市民税所得割額に応じた保育料等に変更となります。すみやかに確定申告等を提出し、その控えを幼児保育課までご提示ください。

MEMO



12 利用調整における基準指数および調整指数

入園内定または転園については、保育の必要性の度合いを点数化して、利用調整会議において書類審査等を行い、点数の高い方から選考します。

基準指数

保育の必要性		保護者の状況		基準指数
区分	類型	細目	適用	
1	就労	月160時間以上の労働		20
		月140時間以上の労働		19
		月120時間以上の労働		18
		月100時間以上の労働		17
		月80時間以上の労働		16
		月64時間以上の労働		15
2	妊娠又は出産			18
3	求職活動	常態として月64時間以上の求職活動		8
4	疾病等	入院	おおむね1月以上の入院	20
		居宅内療養	日常生活の大半に他者の援助が必要である	18
			日常生活の部分的に他者の援助が必要である	14
			その他療養	10
		心身障がい	家庭での保育が日常的に困難と認められる場合（身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳Aを有する場合をいう。）	20
			家庭での保育が一部困難と認められる場合（身体障害者手帳3級から6級までのいずれかの等級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bを有する場合をいう。）	16
			その他障がい	10
5	同居の親族の介護又は看護	居宅外介護等	入院の付添い（おおむね1月以上の場合に限る。）	18
		居宅内介護等	通院、通所等の付添い（週3日以上かつ1月以上の付添いに限る。）	14
			介護を必要とする場合（要介護認定3から5までのいずれかの区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳1級若しくは2級若しくは療育手帳Aを有する場合をいう。）	18
			一部介護を必要とする場合（要介護認定1若しくは2の区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳3級若しくは4級若しくは療育手帳Bを有する場合をいう。）	14
			支援を必要とする場合（要支援認定を受けている場合をいう。）	12
			その他介護又は看護	10
6	災害復旧	災害等による家屋の損傷の復旧その他災害復旧のため保育に当たれない状態		20
7	就学	月160時間以上の就学		18
		月140時間以上の就学		17
		月120時間以上の就学		16
		月100時間以上の就学		15
		月80時間以上の就学		14
		月64時間以上の就学		13
8	児童虐待又は配偶者からの暴力			20
9	上記に類する状態			実地調査により基準指数を決定する。

- 備考 1 保護者の状況が複数の項目に該当する場合は、最も高い基準指数によるものとする。
- 2 保護者が2人いる場合は、それぞれの者の基準指数を合算する。
- 3 ひとり親世帯の場合は、父又は母の基準指数に20点を加算する。
- 4 ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁等）の場合は、父又は母の基準指数に17点を加算する。
- 5 労働時間は、休憩時間を含んだ労働契約上の正規の時間とする。
- 6 保育の必要性が「就労」による利用申込み中に、保護者が申請児以外の児童の産前・産後休暇又は育児休業を取得し、復職せず申請児以外の子どもの利用申込みをしない場合には、当該保護者の就労による基準指数を0点とする。

調整指数

区分	類型	調整の対象となる事項	調整指数
1	同居の親族の状況	20歳以上65歳未満の同居の親族等がいる場合で利用申込みに係る児童について保育を必要とする事由が確認できない場合	－4

2	利用申込	入園を希望する保育園等に兄弟姉妹が在園している場合	+3
3	みに係る児	兄弟姉妹が別々の保育園等に在園しており、どちらか片方の在園している保育園等に転園を申し込む場合	+4
4	童の状況	保育園等に在園していない未就学児童が2人以上同時に利用を申し込む場合	+1
5		保育園等に在園していない双生児以上が同時に申し込む場合	+1
6		保育の必要性により認可外保育施設を利用し、常態として月64時間以上利用している場合	+3
7		家庭的保育事業等の利用が終了する場合	+6
8		育児休業の取得に伴う退園後の再利用申込みの場合	+3
9		市外から転入(転入予定も含む。)した児童が転入前の市区町村において、認可保育施設を常態として月64時間以上利用している場合(保育を必要とする事由が、育児休業又は求職活動の者は除く。)	+3
10		身体障害者手帳所持児童、療育手帳所持児童、精神障害者保健福祉手帳所持児童、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害児通所受給者証所持児童である場合	+1
11	保護者の	両親不在の世帯又はひとり親世帯	+3
12	属する世帯	ひとり親世帯に準ずる世帯(離婚調停中であって別居、失踪、行方不明、拘禁等の状況である世帯をいう。)	+2
13	の状況	単身赴任の世帯	+2
14		生活保護世帯	+3
15	育児休業等の期間	産後休暇又は育児休業の期間が終了し、復職する予定である者の世帯	+2
16	が終了する世帯	育児休業中であり、希望する保育園等に入所できない場合は、育児休業期間の延長も許容できる場合	基準指数に調整指数を加えたものにー1を乗じた指数
17	保育士又は幼稚園教諭として市内で勤務する保護者がいる世帯	保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、保育士又は幼稚園教諭として市内の認可保育施設、幼稚園又は認定こども園で月140時間以上の労働をする者の世帯(ただし、上記のものが人事異動により市内の児童福祉施設等で同様に労働する場合を含む)	+6
18		保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、保育士又は幼稚園教諭として市内の認可保育施設、幼稚園又は認定こども園で月64時間以上の労働をする者の世帯(ただし、上記のものが人事異動により市内の児童福祉施設等で同様に労働する場合を含む)	+3
19	保育料の未納者がいる世帯	利用申込みに係る児童又は利用申込みに係る児童以外の児童について、保育料を6月以上滞納している者がいる世帯(納付の相談が無い場合又は納付誓約を履行しない場合に限る。)	ー5
20	その他の調整	同居の親族以外の者の介護又は看護	別表第1に規定する同居の親族の介護又は看護の基準指数から2を減じたものを基準指数とする。
21		保育の利用の決定を受けた日以後、保育の利用を開始する前に正当な理由なく保育の利用を辞退した場合(辞退した利用月の属する年度の利用調整をする場合に限る。)	ー5

備考 同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数の全てを加算及び減算する。

区分2と区分3が重複する場合は区分3を優先する。

区分6と区分9が重複する場合は区分6を優先する。

区分7と区分9が重複する場合は区分7を優先する。

区分9と区分15が重複する場合は区分15を優先する。

優先順位 基準指数と調整指数の合計が同点の場合、次の順位による。

順位	項目
1	ひとり親世帯である者
2	家庭的保育事業等の利用が終了する場合
3	基準指数の合算が高い世帯
4	兄弟姉妹が在園している世帯
5	兄弟姉妹同時申請の人数が多い世帯
6	入園希望月の利用者負担額の算定対象年度の市町村民税の所得割額の合算額が低い世帯にある者
7	利用申込みに係る児童の保育が可能である65歳未満の祖父母が市内にいない者
8	保護者の希望する保育所等の順位の高い者
9	保育の利用を保留とされた期間が長い者

MEMO



13 保育園等一覧

		保育園名	所在地	電話番号 (047)	定員	開園時間	駐輪 台数	駐車 台数	受入年齢
保育園	公立保育園	道野辺保育園	道野辺中央 5-7-10	444-1885	170	7:00～19:00	7	11	生後 57 日以 降～5 歳児
		南初富保育園	東初富 2-6-50	443-2093	200	7:00～19:00	8	12	生後 3 か月以 降～5 歳児
		栗野保育園	栗野 740-3	443-1096	115	7:00～19:00	10	12	
		鎌ヶ谷保育園	鎌ヶ谷 6-8-26	442-0525	115	7:00～19:00	6	10	
	私立保育園	ふじのこ保育園	初富 82-1	402-3811	150	7:00～19:00	13	10	生後 6 か月以 降～2 歳児
		りすのこ園 (ふじのこ保育園分園)	道野辺本町 2-1-28 カーラティ武番館 2F	443-3740	15	7:00～19:00	4	1	
		おおぞら保育園	初富 354-1	441-9810	100	7:00～19:00	18	20	生後 6 か月以 降～5 歳児
		まるやま保育園	丸山 2-11-28	441-7070	100	7:00～19:00	15	100	
		まなびの森 鎌ヶ谷ピコレール保育園	新鎌ヶ谷 1-13-3	445-5270	60	7:00～19:00	10	0	
		すくすくの杜鎌ヶ谷園	富岡 1-1-1 ショッピング プラザ 鎌ヶ谷別棟	446-8833	90	7:00～19:00	6	5	生後 57 日以 降～5 歳児
		たかし保育園新鎌ヶ谷	初富 919-15	436-8118	90	7:00～20:00	16	10	生後 6 か月以 降～5 歳児
		たかし保育園鎌ヶ谷大仏	鎌ヶ谷 5-8-55	404-1140	90	7:00～19:00	13	10	
		K's garden 鎌ヶ谷保育園	東道野辺 2-1-1 NTT 鎌ヶ谷ビル 1F	404-9166	60	7:00～19:00	10	3	
認定こども園	学校法人皆川学園鎌ヶ谷ふじ幼稚園		東道野辺 5-1-57	443-4100	(保育 部分) 90	7:00～19:00	30	140	生後 6 か月以 降～5 歳児
	学校法人一色学園鎌ヶ谷みどり幼稚園 ※入園希望月の受付は令和 7 年 9 月以 降となります。		栗野 210	443-3951	(保育 部分) 90	7:00～19:00	20	15	生後 6 か月以 降～5 歳児
駅チカあっとほーむ	あっとほーむママ・ほしのこ (連携：道野辺保育園)		道野辺本町 1-4-27	404-8644	19	7:00～19:00	5	4	生後 6 か月以 降～2 歳児
	あっとほーむママ・にじのこ (連携：南初富保育園)		新鎌ヶ谷 3-1-19	440-8245	19	7:00～19:00	5	3	
	みちる kids 園 (連携：千宏学園みちる幼稚園)		新鎌ヶ谷 1-11-20 メルパルク新鎌 102 号	443-5015	19	7:00～19:00	10	3	
	初富スマイルキッズ (連携：栗野保育園)		中央 1-1-34 前田ビル 1F	402-4876	19	7:00～20:00	10	3	
	ふたば園 (連携：東京聖栄大学附属 わたなべ幼稚園)		新鎌ヶ谷 1-10-29 エムケイ新鎌 1F	404-4021	19	7:00～19:00	4	2	
	くるみ園 (連携：ふじのこ保育園、学校法人 皆川学園鎌ヶ谷ふじ幼稚園)		道野辺本町 1-4-34	441-0057	19	7:00～19:00	5	2	
	えんぜるナーサリー初富 (連携：千宏学園みちる幼稚園)		中央 1-3-20 山新ビル 1F	441-7666	19	7:00～19:00	5	-	
	ぶれあ保育園・新鎌ヶ谷 (連携：一色学園みどり幼稚園)		新鎌ヶ谷 1-10-5	402-2247	19	7:00～19:00	-	-	
	スクルドエンジェル保育園 新鎌ヶ谷園 (連携：一色学園みどり幼稚園)		新鎌ヶ谷 1-16-10 新 鎌ヶ谷駅前ビル 2F	468-8282	19	7:00～19:00	-	-	生後 57 日以 降～2 歳児
	スクルドエンジェル保育園 鎌ヶ谷大仏園 (連携：たかし保育園鎌ヶ谷大仏)		鎌ヶ谷 1-5-25 ABILEK 鎌ヶ谷 3F	436-8620	19	7:00～19:00	2	2	

※ 保育園等の入園申し込みをされた後に希望園の追加をすることは可能ですが、追加にあたっては、締切り前（P6参照）のご来庁をお願いしておりますので、あらかじめご了承ください。

※ 駅チカあっとほーむでは、卒園後の児童の預け先として「連携施設」を設定しているところがあります。連携施設に受け入れ枠があり、連携施設への入園を希望する場合、優先して連携施設に入園することができます。連携施設に受け入れ枠がなかった場合や他の保育園を希望される場合、市が行う利用調整の指数を加算し、継続して保育を受けることができるよう考慮しています。